

別添

○電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 <u>第九条第一項第三号</u>に規定する電気通信番号の使用に必要な措置（第二十条）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第四条（略）</p> <p>第二章 電気通信番号計画</p> <p>（電気通信事業者の電気通信回線設備等を識別するための電気通信番号）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項に規定する電気通信事業者以外の電気通信事業者の電気通信設備（中継系伝送路設備及びこれを用いて相互に接続される当該電気通信事</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 <u>第九条第三号</u>に規定する電気通信番号の使用に必要な措置（第二十条）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第四条（略）</p> <p>第二章 電気通信番号計画</p> <p>（電気通信事業者の電気通信回線設備等を識別するための電気通信番号）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項に規定する電気通信事業者以外の電気通信事業者の電気通信設備（中継系伝送路設備及びこれを用いて相互に接続される当該電気通信事</p>

業者の設置する電気通信設備の総体をいう。第九条第一項第二号において同じ。)を識別するための電気通信番号は、別表第一第二号に定めるものとする。

## 第六条～第八条 (略)

(端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号)

第九条 端末系伝送路設備(第十二条に規定するものを除く。)を識別するための電気通信番号(第十条の電気通信番号を除く。)は、次のとおりとする。

一 固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であつて、次号に規定するものを除く。)及び無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備(第五号の端末系伝送路設備を除く。)を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

二 (略)

三 携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

四 PHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五・六 (略)

業者の設置する電気通信設備の総体をいう。第九条第一号において同じ。)を識別するための電気通信番号は、別表第一第二号に定めるものとする。

## 第六条～第八条 (略)

(端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号)

第九条 端末系伝送路設備(第十二条に規定するものを除く。)を識別するための電気通信番号(第十条の電気通信番号を除く。)は、次のとおりとする。

一 固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であつて、次号に規定するものを除く。)無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備(第五号の端末系伝送路設備を除く。)その他総務大臣が別に告示する電気通信役務に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

二 (略)

三 携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

四 PHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五・六 (略)

2 前項第三号及び第四号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備又は次条第一項第二号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送業務に係る端末系伝送路設備に限る。）を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

（電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号）

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

- 一 電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務（前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話に係る端末系伝送路設備、同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるPHSに係る端末系伝送路設備又は次号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送業務に係る端末系伝送路設備を組み合わせるもの（同一の種類を組み合わせるものを含む。）に限る。）を識別するための電気通信番号は、別表第一第十号に定めるものとする。
- 一 端末系伝送路設備（無線呼出しの役務に係るものを除く。）から利用者の使用に係る端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続されるものに限る。）に提供される音声伝送業務を識別するための電気通信番号は、別表第一第十一号に定めるものとする。

（電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号）

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

- 一 電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を識別するための電気通信番号は、別表第一第十号に定めるものとする。
- 一 端末系伝送路設備（無線呼出しの役務に係るものを除く。）から利用者の使用に係る端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続されるものに限る。）に提供される音声伝送業務を識別するための電気通信番号は、別表第一第十一号に定めるものとする。

三 (略)

2 前項第二号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話に係る端末系伝送路設備又は同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるPHSに係る端末系伝送路設備に限る。）を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

第十一条～第十三条 (略)

(プレフィックス)

第十四条 プレフィックス（特定の電気通信番号に前置する電気通信番号をいう。）は、次のとおりとする。

一 (略)

二 国内プレフィックス（第九条第一項（同項第六号を除く。）又は第十条第一項第一号若しくは第二号に定める電気通信番号又は総務大臣が別に告示する電気通信番号に前置する電気通信番号）は、〇とする。

第三章 電気通信番号の指定に係る手続

(電気通信番号の指定の申請)

第十五条 電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第一の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない

三 (略)

第十一条～第十三条 (略)

(プレフィックス)

第十四条 プレフィックス（特定の電気通信番号に前置する電気通信番号）は、次のとおりとする。

一 (略)

二 国内プレフィックス（第九条第六号を除く。）又は第十条第一号若しくは第二号に定める電気通信番号又は総務大臣が別に告示する電気通信番号に前置する電気通信番号）は、〇とする。

第三章 電気通信番号の指定に係る手続

(電気通信番号の指定の申請)

第十五条 電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第一の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない

い。

- 一 電気通信番号を必要とする理由
- 二 必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要の見込み
- 三 必要とする電気通信番号の数に係る電気通信役務の提供の計画
- 四 電気通信番号を管理する方法
- 五 ネットワーク構成図（他の電気通信事業者との分界点その他電気通信番号を使用する場合に必要な電気通信設備を明示したものをいう。）
- 六 別表第二に規定する要件を確認できる事項（第十一条に規定する電気通信番号の指定を受けようとする場合を除く。）
- 七 別表第三に規定する要件を確認できる事項（第九条第二項又は第十条第二項に規定する電気通信役務を識別するために電気通信番号を用いようとする場合に限る。）
- 八 前各号に掲げるもののほか、電気通信番号の指定のため特に必要な事項

3 次に掲げる場合にあつては、様式第二により、別表第三に規定する要件を確認できる事項をあらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、電気通信番号の指定の申請の際に申請書に前項第七号に掲げる事項を記載した場合は、この限りでない。

- 一 第九条第一項第三号又は第四号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者が、当該電気通信番号を同条第二項に規定する電気通信役務を識別するために用いようとする場合
- 一 第十条第一項第二号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者が、当該電気通信番号を同条第二項に規定する電気通信役務を識別するために用いようとする場合

4 第二項各号に掲げる事項又は前項の規定により届け出た事項について

い。

- 一 電気通信番号を必要とする理由
- 二 必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要の見込み
- 三 必要とする電気通信番号の数に係る電気通信役務の提供の計画
- 四 電気通信番号を管理する方法
- 五 ネットワーク構成図（他の電気通信事業者との分界点その他電気通信番号を使用する場合に必要な電気通信設備を明示したものをいう。）
- 六 別表第二に規定する要件を確認できる事項（第十一条に規定する電気通信番号の指定を受けようとする場合を除く。）
- 七 前各号に掲げるもののほか、電気通信番号の指定のため特に必要な事項

3| 前項各号に掲げる事項について変更する場合は、様式第二により、あ

変更する場合は、様式第三により、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、別表第四に規定する軽微な変更については、この限りでない。

## 第十六条 (略)

(指定した電気通信番号の変更)

第十七条 総務大臣は、電気通信番号計画を変更するときは、変更前の電気通信番号計画に基づき指定した電気通信番号を変更することができる。

2 前項の電気通信番号の変更のうち第九条第一項第一号及び第十条第一項第三号に係る電気通信番号の変更は、電気通信番号計画の変更の内容の告示をもつて行うものとする。

(電気通信番号の使用の廃止)

第十八条 第十六条の規定に基づき電気通信番号の指定を受けた者は、第十五条第二項第三号に掲げる電気通信役務の提供の計画に従つて当該電気通信番号を使用しないとき又は当該電気通信番号の使用を廃止したときは、その旨を様式第四の届出書により、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

(電気通信番号の取消し)

第十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、第十六条の指定を取り消すことができる。

一 この省令の規定に違反したとき。

あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、別表第三に規定する軽微な変更については、この限りでない。

## 第十六条 (略)

(指定した電気通信番号の変更)

第十七条 総務大臣は、電気通信番号計画を変更するときは、変更前の電気通信番号計画に基づき指定した電気通信番号を変更することができる。

2 前項の電気通信番号の変更のうち第九条第一号及び第十条第三号に係る電気通信番号の変更は、電気通信番号計画の変更の内容の告示をもつて行うものとする。

(電気通信番号の使用の廃止)

第十八条 第十六条の規定に基づき電気通信番号の指定を受けた者は、第十五条第二項第三号に掲げる電気通信役務の提供の計画に従つて当該電気通信番号を使用しないとき又は当該電気通信番号の使用を廃止したときは、その旨を様式第三の届出書により、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

(電気通信番号の取消し)

第十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、第十六条の指定を取り消すことができる。

一 この省令の規定に違反したとき。

二 別表第二又は別表第三に規定する要件を満たさなくなったとき。

2 (略)

第四章 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の使用に必要な措置

第二十条 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、当該電気通信番号（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。）について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定を受けた電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者に変更できるようにするための措置
- 二 他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者に変更できるようにするための措置

第五章 雑則

第二十一条～第二十二条 (略)

二 別表第二に規定する要件を満たさなくなったとき。

2 (略)

第四章 第九条第三号に規定する電気通信番号の使用に必要な措置

第二十条 第九条第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、当該電気通信番号（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。）について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定を受けた電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者に変更できるようにするための措置
- 二 他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者に変更できるようにするための措置

第五章 雑則

第二十一条～第二十二条 (略)

別表第一

第一号～第四号 (略)

第五号 (第9条第1項第2号関係)

(表略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

(表略)

第七号 (第9条第1項第4号関係)

(表略)

第八号 (第9条第1項第5号関係)

(表略)

第九号 (第9条第1項第6号関係)

(表略)

第十号 (第10条第1項第1号関係)

60CDEFGHJK (Cは0を除く。)  
ただし、CDEFは、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

別表第一

第一号～第四号 (略)

第五号 (第9条第2号関係)

(表略)

第六号 (第9条第3号関係)

(表略)

第七号 (第9条第4号関係)

(表略)

第八号 (第9条第5号関係)

(表略)

第九号 (第9条第6号関係)

(表略)

第十号 (第10条第1号関係)

60CDEFGHJK (Cは0を除く。)  
ただし、CDEは、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第十一号（第10条第1項第2号関係）

（表略）

第十二号～第十三号（略）

別表第二（第15条第2項関係）

電気通信番号の種別	要件
1～4	（略）
5 第9条第1項第1号に規定するもの（注3）	<p>1 （略）</p> <p>2 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が法第41条第1項又は第2項の適用を受けるものであり、法第42条第1項又は第4項に規定に基づく確認（以下「技術基準適合確認」という。）を行っていること。 （注4）</p> <p>3 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずること。</p> <p>4～8 （略）</p>
6 第9条第1項第2号に規定するもの	（略）
7 第9条第1項第3号に規定するもの	（略）
8 第9条第1項第	（略）

第十一号（第10条第2号関係）

（表略）

第十二～第十三号（略）

別表第二（第15条第2項関係）

電気通信番号の種別	要件
1～4	（略）
5 第9条第1号に規定するもの（注3）	<p>1 （略）</p> <p>2 第9条第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が技術基準適合維持義務の対象であり、法第42条に規定する技術基準適合確認を行っていること。（注4）</p> <p>3 第9条第1号に規定する電気通信番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずること。</p> <p>4～8 （略）</p>
6 第9条第2号に規定するもの	（略）
7 第9条第3号に規定するもの	（略）
8 第9条第4号に	（略）

4号に規定するもの		規定するもの	
9 第9条第1項第5号に規定するもの	(略)	9 第9条第5号に規定するもの	(略)
10 第9条第1項第6号に規定するもの	(略)	10 第9条第6号に規定するもの	(略)
11 第10条第1項第1号に規定するもの	<p>1 <u>利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。</u></p> <p>2 <u>直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u></p> <p>3 <u>利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備について技術基準適合確認が行われていること。ただし、当該設備が第10条第1項第2号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係るものである場合は、総合品質（事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）第36条の5第1項の規定に基づき総務大臣が別に告示する基準をいう。以下同じ。）を満たしていることの確認が行われていること。</u></p>	11 第10条第1号に規定するもの	<p>1 <u>サービス制御機能を有する設備を設置すること。</u></p> <p>2 <u>法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u></p> <p>3 <u>国際電気通信連合条約に基づく勧告（F.850、F.851）に規定する内容に準拠すること。</u></p>
12 第10条第1項第2号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u></p> <p>3 <u>総合品質を満たすこと。（注4）</u></p>	12 第10条第2号に規定するもの	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</u></p> <p>3 <u>総務大臣が別に告示する総合品質（事業用電</u></p>

	4 (略)
13 第10条第1項第3号に規定するもの	(略)
14～15	(略)

注1～4 (略)

別表第三 (第15条第2項第7号、第15条第3項関係)

区 分	要 件
1 第9条第2項に規定する電気通信役務を識別するために電気通信番号を用いようとする場合	<p>1 利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。</p> <p>2 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備について技術基準適合確認が行われていること。ただし、当該設備が第10条第1項第2号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係るものである場合は、総合品質を満たしていることの確認が行われていること。</p>
2 第10条第2項に規定する電気通信役務を識別するた	<p>1 利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。</p> <p>2 利用者からの随時の請求に応じて特定する</p>

	<p>気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)第36条の5に規定するものをいう。以下4において同じ。)を満たすこと。(注4)</p> <p>4 (略)</p>
13 第10条第3号に規定するもの	(略)
14～15	(略)

注1～4 (略)

めに電気通信番号を用いようとする場合	<p>端末系伝送路設備について技術基準適合確認が行われていること。</p> <p>3 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備に接続する場合、接続する設備の別及び当該設備に係る料金水準で課金される旨を呼の接続に先だって発信者へ通知するための措置を講ずること。</p>
--------------------	--

別表第四（第15条第4項関係）

軽微な事項	適用の条件
1 (略)	
(1)～(3) (略)	(略)
2 別表第2の要件のうち次に掲げるもの	
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 5の3に関する事項	第9条第1項第1号に規定する電気通信番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置の変更内容が軽微であること。
(6)・(7) (略)	(略)
(8) 11の1に関する事項	利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備の全部又は一部について改

別表第三（第15条第3項関係）

軽微な事項	適用の条件
1 (略)	
(1)～(3) (略)	(略)
2 別表第2の要件のうち次に掲げるもの	
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 5の3に関する事項	第9条第1号に規定する電気通信番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置の変更内容が軽微であること。
(6)・(7) (略)	(略)
(8) 11の1に関する事項	サービス制御機能を有する設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。

	める場合又は追加する場合。
(9) (略)	(略)
(10) 1 2 の 3 に 関する事項	総合品質について変更する場合（総合品質に関する数値を劣化させることとなる場合を除く。）。
(11)～(15) (略)	(略)

様式第一 電気通信番号申請書の様式（第 15 条第 1 項関係）

電気通信番号申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
。法人にあつては、名称及び代表者の氏名  
を記載することとし、代表者が自筆で記入  
したときは、押印を省略できる。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名  
等を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

(9) (略)	(略)
(10) 1 2 の 3 に 関する事項	<u>総務大臣が別に告示する総合品質（事業用電気 通信設備規則第 36 条の 5 に規定するものをい う。以下同じ。）</u> について変更する場合（総合 品質に関する数値を劣化させることとなる場合 を除く。）。
(11)～(15) (略)	(略)

様式第一 電気通信番号申請書の様式（第 15 条第 1 項関係）

電気通信番号申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
。法人にあつては、名称及び代表者の氏名  
を記載することとし、代表者が自筆で記入  
したときは、押印を省略できる。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。  
担当部署等がある場合は、当該担当部署名  
等を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

電気通信番号の指定を受けたいので、電気通信番号規則第 15 条第 1 項の規定に基づき申請します。

#### 事 項 書

- 1 電気通信番号を必要とする理由
- 2 必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要の見込み
- 3 必要とする電気通信番号の数に係る電気通信役務の提供の計画
- 4 電気通信番号を管理する方法
- 5 ネットワーク構成図
- 6 別表第 2 に規定する要件を確認できる事項
- 7 別表第 3 に規定する要件を確認できる事項

#### 8 その他電気通信番号の指定のため特に必要な事項

注 1 電気通信番号を必要とする理由は、電気通信番号を必要とする具体的理由及び当該電気通信番号を規定している電気通信番号規則の条項について記載すること。

2 必要とする電気通信番号の数及び根拠となる需要の見込みは、必要とする電気通信番号の数（需要の見込みを含む。）及び使用予定年月日を記載すること。

3 提供を計画している役務の内容は、提供する電気通信役務について具体的に記載すること。

4 電気通信番号を管理する方法は、電気通信番号の管理に関する具体的方法について記載すること。

5 ネットワーク構成図は、電気通信番号の関係する通信経路、第 15 条第 2 項に規定する必要な電気通信設備の所在（所在する市町村名を含む。）、分界点がわかるように明確に記載すること。

6 別表第 2 に規定する要件を確認できる事項は、同表に規定する要件について明確に記載すること。

7 別表第 3 に規定する要件を確認できる事項は、同表に規定する要件について明確に記載

電気通信番号の指定を受けたいので、電気通信番号規則第 15 条第 1 項の規定に基づき申請します。

#### 事 項 書

- 1 電気通信番号を必要とする理由
- 2 必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要の見込み
- 3 必要とする電気通信番号の数に係る電気通信役務の提供の計画
- 4 電気通信番号を管理する方法
- 5 ネットワーク構成図
- 6 別表第 2 に規定する要件を確認できる事項

#### 7 その他電気通信番号の指定のため特に必要な事項

注 1 電気通信番号を必要とする理由は、電気通信番号を必要とする具体的理由及び当該電気通信番号を規定している電気通信番号規則の条項について記載すること。

2 必要とする電気通信番号の数及び根拠となる需要の見込みは、必要とする電気通信番号の数（需要の見込みを含む。）及び使用予定年月日を記載すること。

3 提供を計画している役務の内容は、提供する電気通信役務について具体的に記載すること。

4 電気通信番号を管理する方法は、電気通信番号の管理に関する具体的方法について記載すること。

5 ネットワーク構成図は、電気通信番号の関係する通信経路、第 15 条第 2 項に規定する必要な電気通信設備の所在（所在する市町村名を含む。）、分界点がわかるように明確に記載すること。

6 別表第 2 に規定する要件を確認できるものは、同表に規定する要件について明確に記載すること。

すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二 届出書の様式（第15条第3項関係）

第15条第3項に係る届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる

。法人にあつては、名称及び代表者の氏名

を記載することとし、代表者が自筆で記入

したときは、押印を省略できる。） 印

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。

担当部署等がある場合は、当該担当部署名

等を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

指定を受けた電気通信番号について、電気通信番号規則第15条第3項の規定に基づき届け出ます。

指定を受けた電気通信番号	
別表第3に規定する要件を確認できる事項	
開始年月日	

注1 指定を受けた電気通信番号は、「第9条第1項第3号」、「第9条第1項第4号」、「

7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第10条第1項第2号」等と記載すること。

2 別表第3に規定する要件を確認できる事項は、同表に規定する要件について明確に記載するとともに、必要な書類を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第三 電気通信番号変更届出書の様式 (第15条第4項関係)

電気通信番号指定に関する変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

電気通信番号の指定に係る内容を次のとおり変更するので、電気通信番号規則第15条第4項の規定に基づき届け出ます。

変更事項

様式第二 電気通信番号変更届出書の様式 (第15条第3項関係)

電気通信番号指定に関する変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

電気通信番号の申請の内容を次のとおり変更するので、電気通信番号規則第15条第3項の規定に基づき届け出ます。

変更事項

変更内容	変更前	変更後
変更年月日		

注1 変更事項は、変更が生じる事項について具体的内容を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第四 (略)

変更内容	変更前	変更後
変更年月日		

注1 変更事項は、電気通信番号の申請の際に提出した内容について変更を生じる事項について具体的内容を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第三 (略)

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定されている改正前の電気通信番号規則第十条第一号に規定する電気通信番号は、改正後の電気通信番号規則の規定により指定されたものとみなす。